

ID: 1455

担当部署: 市民部 市民部 参事(廃棄物対策担当)

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条第2項の規定による。 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 5 月 24 日